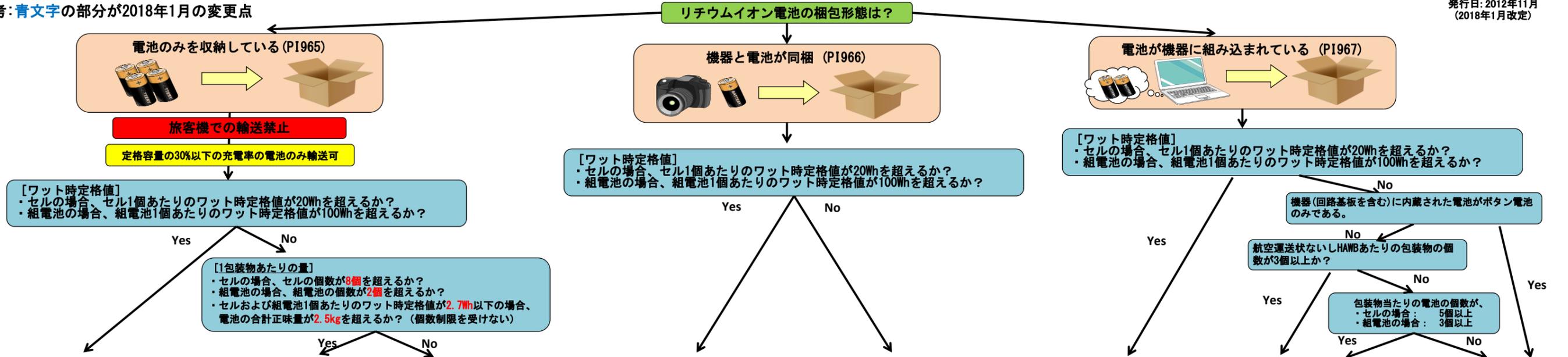


備考: 青文字の部分が2018年1月の変更点



| UN3480<br>PI965 | Section IA  | Section IB  | Section II  |
|-----------------|---|---|---|
| 制限              | 1包装あたりの正味量: 35kg  | 1包装あたりの正味量: 10kg  | ・航空運送状 or HAWB毎に1包装物まで<br>・非危険物とは分けて搬入すること<br><br>セルまたは組電池1個のワット時定格値が:<br>① 2.7Wh以下のセルおよび組電池の場合<br>・1包装あたりの電池の個数: 制限なし<br>・1包装あたりの電池の正味量: 2.5kg<br>② 2.7Whを超えるが20Wh以下のセルの場合<br>・1包装あたりのセルの個数: 8個以下<br>・1包装あたりの電池の正味量: 制限なし<br>③ 2.7Whを超えるが100Wh以下の組電池の場合<br>・1包装あたりの組電池の個数: 2個以下<br>・1包装あたりの電池の正味量: 制限なし<br>【注】上記①から③の電池を、同一包装物内に組み合わせて収納することはできない。 |
| 危険物申告書          | 必要  | 必要  | 不要  |
| 運送状 (AWB)       | "Dangerous goods as per attached shipper's declaration" または "Dangerous goods as per attached DGD" および "Cargo Aircraft Only" または "CAO" の文言 | "Dangerous goods as per attached shipper's declaration" または "Dangerous goods as per attached DGD" および "Cargo Aircraft Only" または "CAO" の文言 | "Lithium ion batteries in compliance with Section II of PI965" および "Cargo Aircraft Only" または "CAO" の文言  |
| ラベリング・マーキング     | 1. リチウム電池用第9分類ラベルおよびCAOの取り扱いラベルが必要【備考1】<br>2. DGR第7章の要件に従い、危険物としてのマーキングが必要  | 1. リチウム電池用第9分類ラベル、CAOの取り扱いラベル、およびリチウム電池マークが必要【備考1】<br>2. DGR第7章の要件に従い、危険物としてのマーキングが必要   | 1. CAOの取り扱いラベルおよびリチウム電池マークが必要【備考1】<br>2. PI965 Section II に従い、必要に応じてマーキングが必要 (overpackの場合)  |
| 国連容器            | 包装等級 II の要件を満たす、国連規格容器が必要   | 不要 (但し、1.2mの落下試験に合格した容器でなければならない。)  | 不要 (但し、1.2mの落下試験に合格した容器でなければならない。)  |
| 異なる危険物との同梱      | 区分1.4Sを除く分類1、区分2.1、分類3、区分4.1、又は区分5.1の危険物と同じ外装容器に収納してはならない。  | 区分1.4Sを除く分類1、区分2.1、分類3、区分4.1、又は区分5.1の危険物と同じ外装容器に収納してはならない。  | 他の危険物と同じ外装容器に収納してはならない。   |
| オーバーパック         | 区分1.4Sを除く分類1、区分2.1、分類3、区分4.1、又は区分5.1の危険物を含む包装物と同じオーバーパックの中に置いてはならない。  | 区分1.4Sを除く分類1、区分2.1、分類3、区分4.1、又は区分5.1の危険物を含む包装物と同じオーバーパックの中に置いてはならない。  | ・オーバーパック毎に1包装物まで可。<br>・区分1.4Sを除く分類1、区分2.1、分類3、区分4.1、又は区分5.1の危険物を含む包装物と同じオーバーパックの中に置いてはならない。   |
| 荷主によるULDへの積み付け  | 不可  | 不可  | 不可  |

| UN3481<br>PI966 | Section I   | Section II   |
|-----------------|---|--|
| 制限              | 1包装あたりの電池の個数は、機器の使用に適切な個数に加え、予備電池が2つまで。<br>加えて、1包装あたりの電池の正味量は、<br>・旅客機の場合: 5kg<br>・貨物機の場合: 35kg       | 1包装あたりの電池の個数は、機器の使用に適切な個数に加え、予備電池が2つまで。<br>加えて、1包装あたりの電池の正味量は、<br>・旅客機の場合: 5kg<br>・貨物機の場合: 5kg |
| 危険物申告書          | 必要  | 不要   |
| 運送状 (AWB)       | "Dangerous goods as per attached shipper's declaration" または "Dangerous goods as per attached DGD" の文言 | "Lithium ion batteries in compliance with Section II of PI966" の文言                             |
| ラベリング・マーキング     | 1. リチウム電池用第9分類ラベルが必要【備考1】<br>2. DGR第7章の要件に従い、危険物としてのマーキングが必要  | 1. リチウム電池マークが必要【備考1】<br>2. PI966 Section II に従い、必要に応じてマーキングが必要 (overpackの場合)                   |
| 国連容器            | 電池を収納する容器は、包装等級 II の要件を満たす、国連規格容器が必要  | 不要 (但し、電池を収納する容器は1.2mの落下試験に合格した容器でなければならない。)   |
| 荷主によるULDへの積み付け  | 不可  | 可能 (ULDの外装にリチウム電池マークの再表示が必要)   |

| UN3481<br>PI967 | Section I   | Section II   | Section II                                     |
|-----------------|---|--|--|
| 制限              | 1包装あたりの電池の正味量<br>・旅客機の場合: 5kg<br>・貨物機の場合: 35kg  | 1包装あたりの電池の正味量<br>・旅客機の場合: 5kg<br>・貨物機の場合: 5kg                                | 1包装あたりの電池の正味量:<br>・旅客機の場合: 5kg<br>・貨物機の場合: 5kg |
| 危険物申告書          | 必要  | 不要   | 不要   |
| 運送状 (AWB)       | "Dangerous goods as per attached shipper's declaration" または "Dangerous goods as per attached DGD" の文言 | "Lithium ion batteries in compliance with Section II of PI967" の文言           | 記載不要 (AWBにSection II の記述をしてはならない)              |
| ラベリング・マーキング     | 1. リチウム電池用第9分類ラベルが必要【備考1】<br>2. DGR第7章の要件に従い、危険物としてのマーキングが必要  | 1. リチウム電池マークが必要【備考1】<br>2. PI967 Section II に従い、必要に応じてマーキングが必要 (overpackの場合) | 不要   |
| 国連容器            | 不要  | 不要   | 不要   |
| 荷主によるULDへの積み付け  | 不可  | 可能 (ULDの外装にリチウム電池マークの再表示が必要)   | 可能   |

【備考1】経過措置として、2018年12月31日まで以下のラベル貼付を認める。  
 1. リチウム電池用第9分類ラベルに代えて、一般危険物用の第9分類ラベルを貼付。  
 2. リチウム電池マークに代えて、DGR57版(2016年版)で定められたリチウム電池取り扱いラベルを貼付。